

① 特定都市鉄道整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十二(五) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定都市鉄道工事の名称	1		期首特定都市鉄道整備準備金の金額	15	
特定都市鉄道整備事業計画の認定年月日	2	昭平 . .	当期繰越	10年間均等益金算入額	16
特定都市鉄道整備事業計画の期間	3	昭平 . . 昭平 . .		同上以外の場合による益金算入額	17
当期準備金積立額	4			計 (16) + (17)	18
積立限度額の計算	5	当期の鉄道事業に係る旅客運送収入	の計	当期準備金積立額のうち損金算入額 (4) - (9)	19
	6	特定都市鉄道整備促進特別措置法第6条第1項に規定する積立割合		100	20
	7	(5) × (6)		差引特定都市鉄道整備準備金の金額 (15) - (18) + (19)	21
8	積立限度額 (7)の金額又は旧租税特別措置法施行令第32条の9第1項又は第39条の75第1項の財務省令で定めるところにより算定される金額		累積限度超過額 (13)	22	
9	積立限度超過額 (4) - (8)		期末特定都市鉄道整備準備金の金額 (20) - (21)	23	
累積限度超過額の計算	10	差引特定都市鉄道整備準備金の金額 (20)	貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特定都市鉄道整備準備金	23
	11	特定都市鉄道整備事業計画に定められた特定都市鉄道工事に係る工事費の額		差引 (23) - (22)	24
	12	累積限度額 (11) × $\frac{4}{10}$		当期 (18) - ((4) - ((23) - 前期の(23)))	25
13	累積限度超過額 (10) - (12)		当期に生じた差額の合計額 (14) + (25)	26	
14	限度超過額合計 (9) + (13)		前前期分 前期末における差額 (前期の(24))	27	

別表十二（五）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法第4条（整備事業計画の継続が困難な場合）に規定する認定事業者（以下「認定事業者」といいます。）であるものが平成17年改正法附則第34条第2項（特定都市鉄道整備準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成17年改正前の措置法第56条（特定都市鉄道整備準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で認定事業者であるものが平成17年改正法附則第48条第2項（特定都市鉄道整備準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成17年改正前の措置法第68条の47（特定都市鉄道整備準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「期首特定都市鉄道整備準備金の金額15」には、当期首現在の税務計算上の特定都市鉄道整備準備金の金額を記載します。